

第11章 被害救済等

第1節 公害健康被害補償制度

1 制度の概要と府下の状況

大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）は、基本的には民事責任を踏まえた損害賠償制度としての性格を持ち、その被害者に対し、医療給付・障害補償等を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を実施することとしており、これらの事業に必要な費用は、原則として汚染原因者が汚染の寄与度に応じて負担することとなっている。

府域では、昭和44年12月、大阪市西淀川区が旧「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和44年法律第90号（昭和49年9月1日、公害健康被害補償法の施行に伴い廃止））に基づく救済対象地域に指定されて以来、逐次、対象地域の拡大が行われた。昭和60年度末においては、大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっている。

これらの地域における本制度の対象者は、大気汚染による気管支喘息等の4疾病とそれらの続発性にかかっている者のうち、法律の定めるところにより、各指定地域の市長が認定することとなっており、その認定状況は表2-11-1のとおりである。

表2-11-1 公害健康被害者認定状況

(1) 指定地域別認定状況

(昭和61年8月末現在)

地 域	認定患者数	左 の うち 取 消 数			現存認定患者数
		治 ゆ 等	死 亡	転 出	
大阪 市 全 域	34,133 人	9,893 人	5,051 人	397 人	18,792 人
豊 中 市 南 部	1,042	296	126	33	587
堺 市 西 部	5,367	628	853	56	3,830
吹 田 市 南 部	602	60	84	16	442
守 口 市 全 域	4,719	1,102	323	118	3,176
東大阪 市 中 西 部	3,921	332	392	71	3,126
八 尾 市 中 西 部	2,158	220	246	55	1,637
計	51,942	12,531	7,075	746	31,590

(2) 各年度末現存認定患者数の推移

年 度	昭56	57	58	59	60
各年度末現存認定患者数(人)	29,919	30,315	30,684	31,184	31,590

2 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金(5万円)を支給することとしており、昭和60年度は735名の死亡者の遺族に対し、総額3,675万円を支給した。

3 公害医療研修事業に対する助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

第2節 公害等の苦情及び紛争の処理

第1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和60年度に取り扱った公害に関する苦情件数は7,158件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,213件で、前年度に比べて171件(3.2%)の減少となっている(表2-11-2)。

表2-11-2 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警察	国の機関	
昭60	7,158	5,213	20	12	8	0	1,925
59	7,386	5,384	24	10	13	1	1,928

1 苦情の発生状況

(1) 公害の種類別苦情件数

昭和60年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が4,607件で全体の88.4%を占めており、このうち騒音に関するものが2,021件で最も多く、全体の38.8%を占め、次いで大気汚染1,116件(21.4%)悪臭706件(13.5%)、水質汚濁388件(7.4%)、振動364件(7.0%)となっている(図2-11-1、表2-11-3)。

図2-11-1 公害の種類別苦情件数の推移

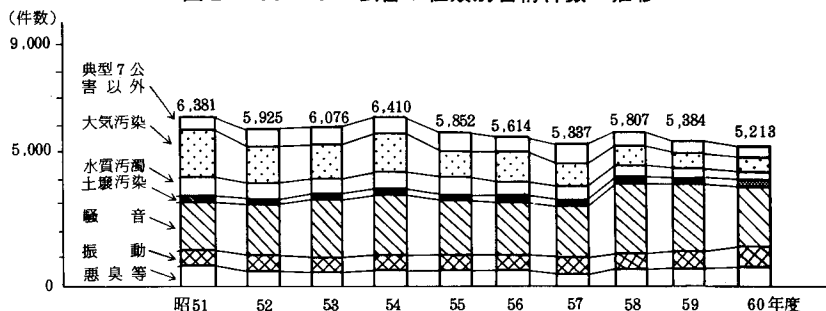


表 2-11-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度 件数	昭 6 0		5 9	
		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型7公害	大 気 汚 染	1,116	21.4%	1,167	21.7%
	水 質 汚 濁	388	7.4	413	7.7
	土 壌 汚 染	8	0.2	6	0.1
	騒 音	2,021	38.8	2,180	40.5
	振 動	364	7.0	305	5.6
	地 盤 沈 下	4	0.1	3	0.1
	悪 臭	706	13.5	690	12.8
	計	4,607	88.4	4,764	88.5
典型7公害 以外のもの	日 照 阻 害	3	0.1	—	—
	電 波 障 害	29	0.5	12	0.2
	廃 棄 物	146	2.8	176	3.3
	そ の 他	428	8.2	432	8.0
	計	606	11.6	620	11.5
合 計		5,213	100.0	5,384	100.0

註 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した（以下表2-11-8についても同じ。）。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が645件で最も多く、全体の14.0%を占め、次いで繊維・衣服製造業184件（4.0%）、機械・器具131件（2.8%）、食料品130件（2.8%）となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が721件で最も多く、全体の15.7%を占め、これに商店・飲食店689件（15.0%）、一般家庭148件（3.2%）が続いている（表2-11-4）。

表 2-11-4 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 6 0								5 9		
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
生 産 工 場	食 料 品	23	15		50	2		40	130	2.8	102	2.1
	織 維 ・ 衣 服	45	17		79	25		18	184	4.0	184	3.9
	木材・家具・木製品	48	3		28			7	86	1.9	120	2.5
	パルプ・紙製品	10	3		11	6		5	35	0.8	37	0.8
	石油・化学製品	26	16	1	24	3		43	113	2.5	84	1.8
	ゴム・皮革製品	7			8	6		9	30	0.6	35	0.7
	窯業・土石製品	17	8		15	1		4	45	1.0	59	1.2
	鉄鋼・非鉄金属製品	151	36	5	315	81	1	56	645	14.0	711	14.9
	機 械 ・ 器 具	25	9		65	16		16	131	2.8	121	2.5
	そ の 他	58	7		125	16		44	250	5.4	283	6.0
計	410	114	6	720	156	1	242	1,649	35.8	1,786	36.4	
生 産 工 場 以 外 の も の	修 理 工 場	21	8		22			13	64	1.4	57	1.2
	土 木 ・ 建 築 工 事	236	7	1	334	122	2	19	721	15.7	668	14.0
	交 通 機 関	6	4		56	52		1	119	2.6	128	2.7
	牧畜・養豚・養鶏場	2	9					23	34	0.7	39	0.8
	下 水 ・ 清 掃 事 業	8	15	1	6	2		16	48	1.0	69	1.5
	娯 楽 遊 興 ス ポ ー ツ 施 設	5	2		23	1		2	33	0.7	52	1.1
	一 般 家 庭	12	20		76	1		39	148	3.2	140	2.9
	鉱 業	1	1						2	0.1	2	0.1
	商 店 ・ 飲 食 店	42	21		565	2		59	689	15.0	833	17.5
	事 務 所	18	1		13	1		10	43	0.9	38	0.8
そ の 他	304	55		191	26		237	813	17.6	772	16.2	
不 明	51	131		15	1	1	45	244	5.3	230	4.8	
計	706	274	2	1,301	208	3	464	2,958	64.2	3,028	63.6	
合 計	1,116	388	8	2,021	364	4	706	4,607	100.0	4,764	100.0	

(3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,495件と最も多く、全体の32.5%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,380件と全体の半数以上(51.7%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,336件(29.0%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が592件(12.8%)となっている(表2-11-5)。

表2-11-5 被害の地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭60							合計		59	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
									件数	構成比%	件数	構成比%
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	20	19		56	7		16	118	2.6	145	3.0
	第2種住居専用地域	189	57	1	371	47	1	101	767	16.6	835	17.5
	住居地域	324	119	1	700	128		223	1,495	32.5	1,555	32.7
	小計	533	195	2	1,127	182	1	340	2,380	51.7	2,535	53.2
	近隣商業地域	26	7		119	13		23	188	4.0	194	4.1
	商業地域	69	3		216	32	1	83	404	8.8	412	8.6
	小計	95	10		335	45	1	106	592	12.8	606	12.7
	準工業地域	284	93	2	434	101	2	156	1,072	23.3	1,055	22.1
	工業地域	72	14	2	54	27		41	210	4.5	270	5.7
	工業専用地域	27	2		6	2		17	54	1.2	48	1.0
	小計	383	109	4	494	130	2	214	1,336	29.0	1,373	28.8
	その他	95	65	2	65	7		38	272	5.9	213	4.5
	計	1,106	379	8	2,021	364	4	698	4,580	99.4	4,727	99.2
都市計画区域以外の区域	10	9					8	27	0.6	37	0.8	
合計	1,116	388	8	2,021	364	4	706	4,607	100.0	4,764	100.0	

(4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,501件で最も多く、全体の76.0%を占め、次いで健康に対する被害574件(12.5%)、財産に対する被害334件(7.2%)となっている(表2-11-6)。

表 2-11-6 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	昭 6 0							5 9			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
健康		108	1		401	35		29	574	12.5%	624	13.1%
財産		208	24	4	23	68	2	5	334	7.2%	364	7.6%
動物・植物		13	64	4	1				82	1.8%	88	1.8%
感覚的・心理的		778	263		1,539	250	2	669	3,501	76.0%	3,609	75.8%
その他		9	36		57	11		3	116	2.5%	79	1.7%
合計	件数	1,116	388	8	2,021	364	4	706	4,607	—	4,764	—
	構成比	24.2%	8.4%	0.2%	43.9%	7.9%	0.1%	15.3%	—	100.0%	—	100.0%

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

2 苦情の処理状況

昭和60年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決(直接処理)したものは5,226件で、取扱件数7,158件の73.0%を占めている(表2-11-7)。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,073件と最も多く、全体の20.5%を占め、次いで作業の停・廃止、行為の中止577件(11.0%)、生産工程・作業方法の改善513件(9.8%)、防除機械・施設の新設342件(6.6%)となっている(表2-11-8)。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-11-9及び表2-11-10のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表2-11-11のとおりである。

表 2-11-7 苦情処理件数(昭和60年度)

年度	合計	処 理 件 数						その他翌年度へ繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村・ 他府県	警 察	国の機関	他の機関	
昭 6 0	7,158	5,226	176	88	18	10	60	1,756
5 9	7,336	5,238	131	34	10	19	68	1,967

表 2-11-8 処理内容別苦情処理件数（昭和60年度）

公害の種類 処理内容	典 型 7 公 害							典 型 7公害 以外 の 苦 情 計	合 計		
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		件数	構成比	
工場等移転	14	2		41	7		9	73	73	1.4%	
機械施設の移転	8	1		42	5		17	73	2	75	1.4
機械施設の改善	78	25		102	10		43	258	6	264	5.1
故障の修理復旧	30	19	1	30	10		16	106	6	112	2.1
生産工程・作業方法の改善	202	31		163	28		75	499	14	513	9.8
作業時間の変更	6			253	7		2	268	1	269	5.2
作業停止・廃止行為の中止	279	10		149	30	2	56	526	51	577	11.0
原因物質の除去等	52	43	2	4	1		63	165	175	340	6.5
被害者の建物等への防止対策	5	12	1	18	2		2	35	2	37	0.7
府・市町村の措置又は説明に納得	161	96	2	417	95	1	166	938	135	1,073	20.5
防除機械・施設の新設	78	25		159	28		41	381	11	342	6.6
その他	270	88		728	93		189	1,368	183	1,551	29.7
合計	1,183	352	6	2,101	316	3	679	4,640	586	5,226	100.0

註 前年度からの繰越分を含む。

表 2-11-9 府警察機関における公害関係苦情処理状況（昭和60年）

区分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物	合計
処理	説諭等	5	5	456	0	11	21	498
	行政引継（通報）	0	0	7	0	5	16	28
	措置不能	0	1	0	0	1	5	7
合計		5	6	463	0	17	42	533

表 2-11-10 公害関係事犯検挙状況（昭和60年）

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	廃棄物	合計
検挙件数	0	20	147	167

表 2 - 11 - 11 農業関係の苦情処理状況（昭和60年度）

公害の種類	発生原因	受年月日	被害対象	被害場所	被害状況 (苦情内容)	措 置
大気汚染	工場からの排出ガス	昭 60. 6. 25	水 稻	摂津市 鳥 飼	水稲の 生育障害	現地調査及び土壌分析の結果、排出ガスが原因とは考えられず、土壌の塩濃度が原因と推定した。対策として、ほ場の排土客土を実施した。（昭60・10・25回答）
	工場からの排出ガス	昭 60. 6. 25	ブドウ	柏原市 国分市場	ブドウの 葉の褐変	現地調査等の結果、塩素ガスが原因と推定した。工場に対し、ゴミ焼却を停止するように指導した。（昭60・11・19回答）
	工場からの排出ガス	昭 60. 8. 16	里 芋・ 水 稻	富田林市 西板持	里芋・水 稲の生育 障害	現地調査及び土壌分析の結果、フッ素ガスが原因と推定された。工場に対し、良質原料の使用及び処理装置の維持管理等を十分行うように指導した。（昭61. 1. 30回答）
	工場からの排出ガス	昭 60. 8. 22	菊・さつ まいも	泉大津市 池浦町	菊の枯死 及びさつ まいもの 葉の褐変	現地調査及び土壌分析等の結果、工場からの排出ガスが原因とは考えられなかった。（昭61. 2. 21回答）
水質汚濁	工場からの排水	昭 60. 1. 17	水 稻	岸和田市 野田町	水稲の成 育不良	現地調査の結果、排水中のフッ素が原因と判断された。対象工場に排水対策を指導した。（昭61. 6. 10回答）
	事業場からの排水	昭 60. 8. 9	水稻及び 枝豆	八尾市 高安町	水稻及び 枝豆の枯 死	現地調査及び土壌分析の結果、排水中の除草剤によるものと判断された。（昭61. 2. 28回答）
	事業場からの排水	昭 60. 8. 9	水 稻	豊中市 小曾根	水稻の枯 死	現地調査及び土壌分析の結果、排水中の有機物により、土壌が異常還元状態になったためと判断された。事業場へ排水系路の改善を指導した。（昭61. 3. 5回答）
	埋立地からの浸出水	昭 60. 10. 1	水 稻	枚方市 招提南	水稻の枯 死	現地調査及び土壌分析の結果、浸出水中の高濃度の塩素が原因と判断された。（昭61. 3. 13回答）

第2 公害紛争の処理

1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手續により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和60年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は60件、終結件数は54件である。このうち昭和60年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し8件、新規受理2件の合計10件でこれらについて紛争の調停の手續を進めてきた結果、4件が終結した（表2-11-12～13）。

表2-11-12 公害紛争の取扱状況

（昭和61年3月31日現在）

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～55		43	31	12
56		4	1	15
57		3	7	11
58		5	6	10
59		3	5	8
60		2	4	6
合計		60	54	

表 2 - 11 - 13 公害紛争の処理（終結）概要（昭和 6 0 年度）

事 件 の 表 示	受理年月日	手続開催回数	終結の種類
	終結年月日		
昭和 5 8 年(調)第 1 号(陶器山道路) 事件 〔 泉北 H 5 号線の延長工事の中止等を請求 〕	昭 58. 6.24	3 0	調停成立
	60.12.27		
昭和 5 8 年(調)第 3 号(陶器山道路参加申立) 事件 〔 泉北 H 5 号線の延長工事の中止等を請求 〕	昭 58.12.13	2 3	調停成立
	60.12.27		
昭和 5 9 年(調)第 1 号(陶器山道路参加申立) 事件 〔 泉北 H 5 号線の延長工事の中止等を請求 〕	昭 59. 1.21	2 3	調停成立
	60.12.27		
昭和 5 9 年(調)第 3 号(陶器山道路) 事件 〔 泉北 H 5 号線の延長工事の中止等を請求 〕	昭 59. 5.28	1 6	調停成立
	60.12.27		